



生活習慣病予防健診をご利用でない事業所様へ

**定期健康診断等の結果を協会けんぽにご提供ください。**

協会けんぽでは、健康づくりの支援拡大を目指して、協会けんぽが実施する生活習慣病予防健診を利用されていない40歳から74歳までの被保険者（ご本人）様の定期健康診断（事業者健診）結果の提供をお願いしています。

## 提供のメリット

- ・無料で健康サポート（特定保健指導）を受けられる
- ・茨城支部の健康保険料率の引き下げにつながる（インセンティブ制度による）

提供方法は次のうちのいずれかになります。

### 健診実施機関が協会けんぽの提携先である場合

事業主さまの負担が  
少なくおすすめ！

お手続きは**健診結果の提供依頼書**を提出いただくのみです。



貴社が健診結果  
の提供依頼書  
を協会けんぽに  
提出



協会けんぽが健診  
実施機関に定期健  
診結果データの提供  
を依頼



健診実施機関から  
協会けんぽに貴社  
の定期健診結果  
データを提供

### 健診実施機関が協会けんぽの提携先でない場合

定期健診結果の写しと、健診結果提供にかかる送付書、問診  
項目質問票等の提出を直接協会けんぽにお願いいたします。

詳しくは  
コチラ



## 健康づくり推進事業所限定！ 特典のご案内 健康セミナーを無料で受講できます！

### 【メニュー例】

- ・運動不足解消
  - ・ストレス解消
  - ・身体の機能改善
  - ・疲労改善 など
- 対面、オンライン、DVD、VODが選べます。

※メニューによって受講方法を選択できない場合があります。  
※お申し込みが上限に達した時点で終了となります。

上限30事業所  
(先着順)



マイナ保険証をお持ちでない方へ

# 資格確認書

をお送りいたします

※茨城支部加入の事業所にお勤めの方には **令和7年10月以降** お届けとなります。

令和7年12月2日より現在お持ちの健康保険証は使用することができなくなります。マイナ保険証をお持ちの方はマイナ保険証を利用して医療機関等を受診していただけますが、**マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関等を受診する際には資格確認書が必要です**。協会けんぽでは、令和7年7月より順次、従業員様のご自宅に送付します。

## 資格確認書とは

マイナ保険証をお持ちでない場合に、医療機関等へ資格確認書を提示することで、これまでどおり保険診療を受けることができます。

マイナ保険証をお持ちでない場合とは、以下のことをいいます。

- ・マイナンバーカードをお持ちでない、もしくは協会けんぽにマイナンバーを提出していない
- ・健康保険証の利用登録を行っていない等の理由により、マイナンバーカードで医療機関等を受診することができない
- ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている

## 対象者

現在、健康保険証をお持ちの方（令和6年11月30日までに加入された方）であって、令和7年4月30日時点においてマイナ保険証をお持ちでない加入者様



なぜ家族全員分の資格確認書がないの？

資格確認書はマイナ保険証をお持ちでない加入者様にお送りしています。



資格確認書を持っているけど新たに届いた。どっちを使えばいいの？

資格確認書の右上にある交付年月日をご確認いただき、新しい日付のものを使用してください。

なお、古い日付のものについては同封の返信用封筒にてご返却ください。



今持っている健康保険証はどうしたらいいの？

令和7年12月1日までは健康保険証を使用することができますが、令和7年12月2日以降は健康保険証として使用することができなくなるため、ご自身で破棄してください。

なお、令和7年12月1日までに退職等で当協会の健康保険の資格を喪失した場合は、事業所にご返却ください。（任意継続のご加入者様が就職等により任意継続の資格を喪失する場合は、「任意継続被保険者資格喪失申出書」と併せて当協会にご返却ください。）



資格確認書が届いた時点で当協会に加入されていない場合は、同封の返信用封筒にて資格確認書をご返却ください。

※ご返却いただきました資格確認書は使用できないため、**速やかに廃棄**します。

**同封の返信用封筒は資格確認書の返却目的以外には使用しないでください。**



全国健康保険協会 茨城支部  
協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/>

〒310-8502  
水戸市宮町1-2-4  
マイムビル9階  
☎029-303-1500(代表)

マイナ保険証を  
使用しましょう!!



※令和6年12月2日以降、  
健康保険証は発行されなくなりました。マイナ保険証